

(案)

平成 30 年度

仙台市水防計画

仙台市

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 目的 | 1 |
| 第2章 仙台市地域防災計画との関係 | 1 |
| 第3章 用語の意義 | 1 |
| 第4章 水防組織 | 6 |
| 第1 実施機関及び任務 | 6 |
| 第2 消防署・消防団の組織 | 6 |
| 第3 水防活動従事者の安全確保 | 6 |
| 第5章 重要水防箇所及びその重要度 | 7 |
| 第1 重要水防箇所 | 7 |
| 第2 準重要水防箇所 | 7 |
| 第6章 堤堤、水こう門等の操作及びダムの管理 | 8 |
| 第1 国が管理する堰堤、水こう門及びダム | 8 |
| 第2 宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム | 9 |
| 第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム | 10 |
| 第7章 水防施設及び資材器具の整備 | 13 |
| 第1 資材器具の備蓄基準 | 13 |
| 第2 資材器具の現況 | 13 |
| 第3 資材器具の点検補充 | 13 |
| 第4 県の資材器具等の応援 | 14 |
| 第8章 河川の巡視 | 15 |
| 第9章 水位の観測 | 17 |
| 第1 量水標等観測者及び通報先 | 17 |
| 第2 水位通報の要領 | 18 |
| 第10章 指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報 | 19 |
| 第1 指定河川洪水予報 | 19 |
| 第2 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報 | 20 |
| 第3 水防警報 | 20 |
| 第11章 避難勧告等の発令 | 23 |

| | | |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 第 1 | 避難勧告等の発令対象河川 | 23 |
| 第 2 | 避難勧告等の発令基準 | 23 |
| 第 3 | 氾濫危険水位等一覧 | 24 |
| 第 4 | 避難勧告等の発令範囲及び開設避難所..... | 25 |
| 第 12 章 | 情報連絡 | 27 |
| 第 1 | 使用通信施設 | 27 |
| 第 2 | 通信連絡系統 | 27 |
| 第 3 | 市民に対する周知方法 | 33 |
| 第 13 章 | 出動及び水防作業 | 35 |
| 第 1 | 消防機関の出動及び水防作業..... | 35 |
| 第 2 | 堤防異常報告、水防開始報告..... | 35 |
| 第 3 | 水防優先通行標識 | 35 |
| 第 4 | 決壊、漏水等の通報 | 35 |
| 第 5 | 水防解除 | 36 |
| 第 14 章 | 関係機関との協力及び応援 | 37 |
| 第 1 | 隣接市町との応援協定 | 37 |
| 第 2 | 下流市への通報事項 | 37 |
| 第 3 | 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動..... | 37 |
| 第 4 | 河川管理者による水防のための活動への協力..... | 37 |
| 第 15 章 | 費用負担及び公用負担 | 39 |
| 第 1 | 費用負担 | 39 |
| 第 2 | 人的公用負担 | 39 |
| 第 3 | 物的公用負担 | 39 |
| 第 16 章 | 水防実施状況報告 | 41 |
| 第 17 章 | 水防訓練 | 41 |

《附属資料》

- 1 仙台市水防協議会条例
- 2 仙台市水防協議会委員等名簿
- 3-1 重要水防箇所（東北地方整備局）
- 3-2 重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）
- 3-3 名取川重要水防区域図（東北地方整備局）
- 4-1 重要水防箇所（宮城県）
- 4-2 重要水防箇所評定基準（宮城県）
- 4-3 重要水防区域図（宮城県）
- 5-1 準重要水防区域（仙台市）
- 5-2 準重要水防区域図（水防倉庫等配置図）
- 6 水防資器材及び水防工具類の配置状況
- 7 消防機関の通信系統
- 8 仙台市防災行政用無線配置表
- 9 水防活動実施報告
- 10 非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）
- 11 消防団の消防活動に関する要綱（抜粋）
- 12 水防活動における堤防監視について
- 13 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴う洪水警報等の発表基準の暫定的な運用
- 14 特別警報・警報・注意報の基準
- 15-1 指定河川洪水予報伝達様式（東北地方整備局）
- 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）
- 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県）
- 17-1 水防警報伝達様式（東北地方整備局）
- 17-2 水防警報伝達様式（宮城県）
- 18 筏川樋門操作に関する情報（様式イ、様式ロ）
- 19 名取川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 20 広瀬川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 21 広瀬川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 22 七北田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 23 梅田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 24 砂押川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 25 旧笊川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 26 筏川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 27 増田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 28 仙台市内の洪水予報河川・水位周知河川図

第1章 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき、仙台市域の河川、湖沼又は海岸等に係る水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、水防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 仙台市地域防災計画との関係

この計画は、仙台市地域防災計画に基づき、主として水災の防御活動について定めるものであり、この計画に定めのない災害対策に関する事項は、仙台市地域防災計画の定めるところによる。

第3章 用語の意義

この計画の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれのある場合や氾濫後の状況を基準地点の水位又は流量等を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

2 指定河川洪水予報

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う指定河川洪水予報

国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して行う予報をいう（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）。

(2) 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う指定河川洪水予報

都道府県知事が指定した洪水予報河川について、都道府県知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときに、水位又は流量を示して行う予報をいう（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）。

3 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、当該河川の水位が予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

4 水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位及び避難判断水位への到達情報並びに氾濫発生情報のことをいう。

5 水防警報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川、湖沼又は海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条第1項）。

(2) 都道府県知事が行う水防警報

都道府県知事が、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条第1項）。

6 水防活動用警報・注意報（附属資料14参照）

気象庁が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報（7～10）をもって代える（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項、同法第14条の2第1項）。

7 大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報（附属資料14参照）

(1) 大雨特別警報とは、大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

(2) 大雨警報とは、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

(3) 大雨注意報とは、大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

8 高潮特別警報、高潮警報及び高潮注意報（附属資料14参照）

(1) 高潮特別警報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条の2第1項）。

(2) 高潮警報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

(3) 高潮注意報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生する

おそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

9 津波特別警報、津波警報及び津波注意報（附属資料14参照）

- (1) 津波特別警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条の2第1項）。

なお、津波特別警報は、「大津波警報」の名称で発表する。

- (2) 津波警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

- (3) 津波注意報とは、津波により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

10 洪水警報及び洪水注意報（附属資料14参照）

- (1) 洪水警報とは、洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

- (2) 洪水注意報とは、洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

11 避難勧告等

避難勧告等とは、避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始をいう。

- (1) 避難指示（緊急）とは、既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっている場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

- (2) 避難勧告とは、避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

- (3) 避難準備・高齢者等避難開始とは、避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する要配慮者とその支援者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

12 水位

(1) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点毎に都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項）をいう。水防管理者（仙台市長）又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位がその水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(2) 沔溢注意水位

洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項）をいう。量水標管理者は量水標等の示す水位がこの水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(3) 避難判断水位

災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。

(4) 沔溢危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる渾溢の起こるおそれがある水位をいう。水位周知河川においては、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、国土交通大臣又は都道府県知事が定める洪水特別警戒水位に位置づけられている。

(5) 計画高水位

堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量とダムなどの流量調節施設と組み合わせて算出された計画流量に基づき決定された水位（堤防が設計上耐えられる水位）をいう。

(6) 水位危険度レベル

洪水予報河川において、河川の水位に応じて設定されている、危険度を示すレベルをいう。

以下の5段階で設定されている。

レベル1：水防団待機水位から渾溢注意水位まで。水防団が体制を整える段階。

レベル2：渾溢注意水位から避難判断水位まで。渾溢の発生に対する注意を求める段階。

レベル3：避難判断水位から渾溢危険水位まで。避難準備などの渾溢発生に対する警戒を求める段階。

レベル4：渾溢危険水位から渾溢発生まで。いつ渾溢してもおかしくない状態であり、避難等の渾溢発生に対する対応を求める段階。

レベル5：渾溢の発生以降。渾溢水への警戒を求める段階。

13 重要水防箇所

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

14 準重要水防箇所

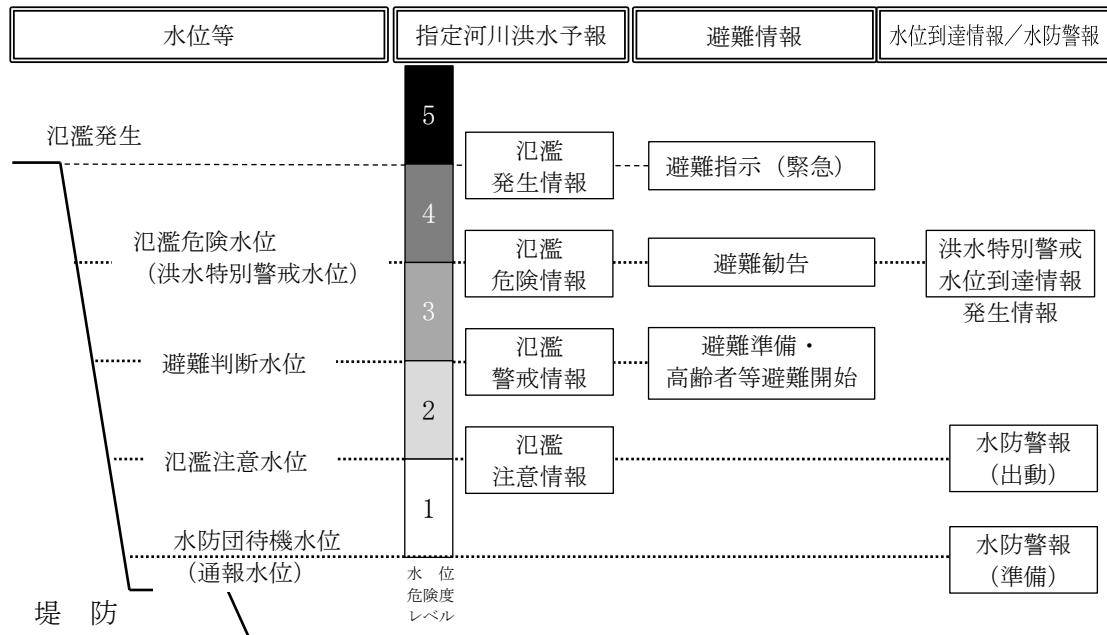
水防管理者（仙台市長）が指定する、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

15 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものという。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

なお、水防法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 22 号）（以下「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の水防法第 14 条第 1 項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、改正法の施行の際、現に改正法第 1 条の規定による改正前の水防法第 14 条第 1 項の規定により指定されている浸水想定区域は、改正法による改正後の水防法第 14 条第 1 項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなすこととされている（平成 27 年法律第 22 号附則第 2 条第 1 項）。

《参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係》



注 指定河川洪水予報等の判断は、水位上昇予測等も考慮されることから、水位到達によって指定河川洪水予報等が発表されるものではない。

第4章 水防組織

水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。

第1 実施機関及び任務

| 担当局区等 | 任務 |
|---------------|--|
| 水防管理者 (市長) | 危機管理室 各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営 |
| | 消防局 災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防護、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達 |
| | 経済局 用排水施設に関すること |
| | 建設局 排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること |
| | 区役所 災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営 |
| | 避難所担当課 避難所開設・運営 |

第2 消防署・消防団の組織



第3 水防活動従事者の安全確保

水防活動に従事する者は、自身に危険が及ぶ可能性が高いと判断したときは、安全確保を最優先に活動する。

第5章 重要水防箇所及びその重要度

第1 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川法を適用する河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要な性を有する箇所として国又は県が指定した箇所であり、重要度A区間（水防上最も重要な区間）、重要度B区間（水防上重要な区間）及び要注意区間に分類される。

1 國土交通省東北地方整備局

国が指定した重要水防箇所は附属資料3-1、3-3のとおりである。

なお、重要水防箇所評定基準は附属資料3-2のとおりである。

2 宮城県

宮城県が指定した重要水防箇所は附属資料4-1、4-3のとおりである。

なお、重要水防箇所評定基準は附属資料4-2のとおりである。

第2 準重要水防箇所

準重要水防箇所は、重要水防箇所に準ずる箇所として仙台市が指定するものであり、附属資料5-1、5-2のとおりである。

第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理

堰堤、水こう門、排水機の管理、操作担当・連絡先及びダムの管理は次のとおりであり、降雨状況、河川水位の変化等により必要な措置を講ずるものとする。

第1 国が管理する堰堤、水こう門及びダム

1 水こう門

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 連絡先 |
|-----|-----------|--------------|-------------|-----------------------|----------|
| 名取川 | 笊川樋門 | 太白区袋原字北河原地内 | 旧笊川への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 名取川 | 閑上水門 | 名取市閑上字新町地内 | 中貞山運河への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 名取川 | 熊野堂排水樋管 | 名取市高館字熊野堂地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 広瀬川 | 土手合排水樋管 | 若林区日辺字宅地地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 広瀬川 | 三橋排水樋管 | 若林区沖野字河原地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 広瀬川 | 中河原排水樋管 | 若林区南小泉字中河原地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 広瀬川 | 松原第三排水樋管 | 若林区四丁目地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 広瀬川 | 広瀬川左岸排水樋管 | 若林区河原町二丁目地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 広瀬川 | 八本松第一排水樋管 | 太白区八本松一丁目地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 観音堂排水樋管 | 太白区大野田字観音堂地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 大野田排水樋管 | 太白区大野田字イコタ地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 伊古田排水樋管 | 太白区大野田字イコタ地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 下の内排水樋管 | 太白区富沢字下の内地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 山口(用)排水樋管 | 太白区富沢字山口地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 木流堀排水樋門 | 太白区富沢字宮崎地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |
| 新笊川 | 八幡東排水樋管 | 太白区富沢字八幡東地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 | 304-1813 |

2 ダム

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 連絡先 | 備考 |
|-----|------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------|---|
| 碁石川 | 釜房ダム | 柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6 | 農業用水、治水、発電、上水道、工業用水 | 国土交通省 釜房ダム 管理所 | 0224-84-2171~2 | 完成年：昭和45年 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-300)×0.407+300 能力：2日間の総雨量 381mm |

第2 宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム

1 水こう門

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 連絡先 |
|-------|------|-------------------|-------------|------------|----------|
| 梅田川 | 仙石水門 | 宮城野区仙石三丁目地内 | 高野川への逆流防止 | 宮城県仙台土木事務所 | 297-4172 |
| 南貞山運河 | 南こう門 | 宮城野区蒲生字八郎兵工谷地第二地内 | 南貞山運河への逆流防止 | 宮城県仙台土木事務所 | 297-4172 |

2 ダム

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 連絡先 | 備考 |
|------|-------|--------------|---------------------|--|------------------------|--|
| 大倉川 | 大倉ダム | 青葉区大倉字岩下地内 | 農業用水、治水、発電、上水道、工業用水 | 宮城県大倉ダム 管理事務所 (仙台地方ダム 総合事務所) | 393-2211 (372-2103) | 完成年：昭和37年 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-100)×0.4+100 計画雨量：380mm(1/100) |
| 七北田川 | 七北田ダム | 泉区福岡字蒜但木地内 | 農業用水、治水、上水道 | 宮城県七北田ダム 管理事務所 (仙台地方ダム 総合事務所) | 379-3532 (372-2103) | 完成年：昭和59年 洪水調節方式：自然調節式 (最大90m³/S) 計画雨量：351mm(1/100) |
| 増田川 | 樽水ダム | 名取市高館川上字長畑地内 | 治水、上水道、 | 宮城県樽水ダム 管理事務所 (仙台地方ダム 総合事務所) | 384-2226 (372-2103) | 完成年：昭和51年 洪水調節方式：自然調節式 (最大40m³/S) 計画雨量：309mm(1/50) |

第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム

1 堰堤、水こう門

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 操作担当及び連絡先 |
|------|-----------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 広瀬川 | 愛宕堰 | 若林区土樋一丁目 243-2地先 | 農業用水の取水 | 仙台東土地改良区 | [REDACTED] |
| | 郡山堰 | 太白区根岸町15地先 | 農業用水の取水 | 郡山水利組合 | [REDACTED] |
| | 松原第二排水樋管 | 若林区若林二丁目 7-76地先 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道南管理センター | 下水道南管理センター 746-5061 |
| 名取川 | 木流堀取水口樋門 | 太白区高館熊野堂字五反田地内 | 農業用水の取水 | 名取土地改良区 | 名取改良区 382-5211 頭首工管理事務所 386-2246 |
| | 大村樋門 | 太白区中田二丁目 1-16地先 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道南管理センター | 下水道南管理センター 746-5061 |
| 七北田川 | 北向堰 | 泉区福岡字岳山地内 | 農業用水の取水 | 北向堰水利組合 | [REDACTED] |
| | 根白石大堰 | 泉区福岡字坂下地内 | 農業用水の取水 | 根白石大堰水利組合 | [REDACTED] |
| | 新堰 | 泉区根白石字町東地内 | 農業用水の取水 | 仙台市泉土地改良区 | [REDACTED] |
| | 今宮堰 | 泉区根白石字年川前漆方地内 | 農業用水の取水 | | [REDACTED] |
| | 明神堰 | 泉区野村字明神地内 | 農業用水の取水 | | [REDACTED] |
| | 薄ヶ沢堰 | 泉区八乙女四丁目地内 | 農業用水の取水 | 仙台市岩切土地改良区 | [REDACTED] |
| | 八沢樋管 | 泉区松森字太子堂地内 | 農業用水の取水 | | [REDACTED] |
| | 住吉樋管 | 泉区松森字長岫地内 | 農業用水の取水 | | [REDACTED] |
| | 砂押川樋門 | 泉区松森字岡本地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道北管理センター | 下水道北管理センター 373-0902 |
| | 鹿島堀排水樋門 | 泉区松森字館地内 | 雨水排水路への逆流防止 | | 下水道北管理センター 373-0902 |
| | 宝堰 | 泉区松森字堰場地内 | 農業用水の取水 | 宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課) | [REDACTED] |
| | 霧蛇渕樋管 | 宮城野区岩切字千刈田地内 | 農業用水(取水) 排水 雨水排水路への逆流防止 | | [REDACTED] |
| | 千刈田樋管 | 宮城野区岩切字千刈田地内 | 農業用水(取水) 排水 | 経済局農林土木課 | 農林土木課 214-8268 |
| | 中野堰 | 多賀城市新田字西後地内 | 農業用水の取水 | 仙台市高砂水利組合 | [REDACTED] |
| | 鶴ヶ谷樋門 | 宮城野区鶴ヶ谷字崖ノ上地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道南管理センター | 下水道南管理センター 746-5061 |
| | 真美沢樋門 | 泉区八乙女中央四丁目14-20地先 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道北管理センター | 下水道北管理センター 022-373-0902 |
| | 伽藍堰 | 泉区松森字岡本前地内 | 農業用水の取水 | 仙台市泉土地改良区 | [REDACTED] |
| | 洞ヶ沢雨水幹線排水樋門 | 泉区松森字堰堀59地先 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道北管理センター | 下水道北管理センター 373-0902 |
| | サメ堀排水樋門 | 泉区市名坂字高倉地内 | 雨水排水路への逆流防止 | 建設局下水道北管理センター | 下水道北管理センター 373-0902 |
| | 七北田川第5号雨水幹線排水樋門 | 泉区市名坂字原田102地先 | 雨水排水路への逆流防止 | | 下水道北管理センター 373-0902 |

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 操作担当及び連絡先 |
|-----------|-------------|-----------------------------------|-------------------|---------------|------------------------|
| 梅田川 | 境堀樋管 | 宮城野区仙石 6 地先 | 農業用水(雨水) 排水 | 経済局農林土木 課 | 農林土木課 214-8268 |
| | 福田町樋門 | 宮城野区福田町二丁 目 14-5・34-1 | 雨水排水路への 逆流防止 | | 下水道南管理センター 746-5061 |
| | | 宮城野区福田町二丁 目 10-34・11-20 | 雨水排水路への 逆流防止 | | 下水道南管理センター 746-5061 |
| | 扇町一丁目 樋門 | 宮城野区扇町一丁目 5-4 地先 | 雨水排水路への 逆流防止 | | 下水道南管理センター 746-5061 |
| 笊川 | 泉崎樋門 | 太白区大野田字イコ タ 11-1 地先 | 雨水排水路への 逆流防止 | | 下水道南管理センター 746-5061 |
| 貞山運河 | 井土浦川樋 門 | 若林区井土字太夫野 地先 | 農業用水排水及 び防潮のため | 仙台東土地改良 区 | 仙台東土地改良区 288-5026 |
| 丸田沢溜 池 | | 泉区上谷刈赤坂四丁 目他 | —— | 経済局農林土木 課 | 農林土木課 214-8268 |
| 洞ヶ沢堤 | | 泉区松森亥亥沢地内 | 農業用水の貯水 のため | 仙台市泉土地改 良区 | [REDACTED] |
| 将監溜池 | | 泉区将監 10 丁目地内 (将監風致公園内／ 将監沼) | 農業用水の貯水 のため | | [REDACTED] |

2 排水機

| 河川海 名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 操作担当及び連絡先 |
|----------|-----------------|----------------------------|--------------------|-----------------|---|
| 七北田 川 | 七北田川原雨水 ポンプ場 | 泉区八乙女中 央三丁目 11-23 地先 | 内水(雨水)排除 | 建設局設備管 理センター | 設備管理センター 288-8730 |
| | 蒲生雨水ポンプ 場 | 宮城野区蒲生 字町 86 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 鶴巻ポンプ場 | 宮城野区鶴巻 一丁目 5-1 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| 梅田川 | 田子排水機場 | 宮城野区福住 町 20-12 | 農地湛水排除 内水(雨水)排除 | 経済局農林土 木課 | 農林土木課 214-8268 下水道南管理センター 746-5061 |
| | 新田東雨水ポン プ場 | 宮城野区新田 東三丁目 1-30 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 扇町雨水ポンプ 場 | 宮城野区扇町 六丁目 6-1 | 内水(雨水)排除 | 建設局設備管 理センター | 設備管理センター 288-8730 |
| | 苦竹ポンプ場 | 宮城野区苦竹 二丁目 7-1 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 苦竹雨水ポンプ 場 | 宮城野区苦竹 二丁目 8-2 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 仙石排水ポンプ 場 | 宮城野区仙石 17 | 内水(雨水)排除 | 設備局管理セン ター | [REDACTED] |
| | | | | | 288-8730 |

| 河川海名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理者 | 操作担当及び連絡先 |
|------|-----------|--------------------|----------|-------------|----------------------|
| 貞山運河 | 藤塚排水機場 | 若林区藤塚字土手外 14-5 | 農地湛水排除 | 仙台東土地改良区 | 仙台東土地改良区 288-5026 |
| | 二郷堀排水機場 | 若林区井土字子午沼国有林 88 林班 | 農地湛水排除 | | |
| | 大堀排水機場 | 若林区荒浜字北丁 25-1 | 農地湛水排除 | | |
| | 高砂南部排水機場 | 宮城野区蒲生字南中河原 9-1 | 農地湛水排除 | | |
| | 井土浦川排水機場 | 若林区井土字太夫野地内 | 内水(雨水)排除 | | 河川課 214-8837 |
| 仙台港湾 | 北新田排水ポンプ場 | 宮城野区港三丁目 8-2 | 内水(雨水)排除 | 建設局設備管理センター | 設備管理センター 288-8730 |
| | 西原雨水ポンプ場 | 宮城野区蒲生二丁目 1-4 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 中野雨水ポンプ場 | 宮城野区仙台港北二丁目 3-3 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 西原雨水ポンプ場 | 宮城野区港一丁目 1-7 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| 名取川 | 落合雨水ポンプ場 | 太白区袋原二丁目 16-15 | 内水(雨水)排除 | 建設局設備管理センター | 設備管理センター 288-8730 |
| | 今泉雨水ポンプ場 | 若林区今泉字上新田 94 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 庄松雨水ポンプ場 | 太白区東中田一丁目 10-18 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 郡山ポンプ場 | 太白区郡山字籠ノ瀬 19-5 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 東郡山雨水ポンプ場 | 太白区東郡山二丁目 31-25 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| | 長町第一ポンプ場 | 太白区大野田三丁目 11-66 | 内水(雨水)排除 | | 設備管理センター 288-8730 |
| 広瀬川 | 五ツ谷ポンプ場 | 若林区若林四丁目 8-8 | 内水(雨水)排除 | 建設局設備管理センター | 設備管理センター 288-8730 |

3 ダム

| 河川名 | 名称 | 所在地 | 用途 | 管理 | 連絡先 | 備考 |
|-----|----------------------------|--------------|-----|---------------|----------|---|
| 青下川 | 青下第1ダム 青下第2ダム 青下第3ダム | 青葉区大倉字大原新田地内 | 上水道 | 水道局国見浄水課中原浄水場 | 394-2507 | 洪水調節方式：自然越流式 その他：防災上危険のないダムとして分類されている。 |

第7章 水防施設及び資材器具の整備

第1 資材器具の備蓄基準

水防倉庫又は代用備蓄場の設置基準は、水防区域延長 2 キロメートルないし 4 キロメートルに対し 1 箇所の割とし、資材器具の備蓄基準は次のとおりとする。なお、この基準は標準を示したものであり、過去の水害の経験から、適宜弾力的に対応するものとする。

| 資材器具 級別 | ビニール袋 | 土のう袋 | 杉丸太（くい） | | | 防水シート | 鉄線 | スコップ | 掛矢 | 唐ぐわ | つるはし | おの | のこぎり | かま | 繩 | 片手ハンマー | ペンチ |
|---------------------------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | | | 3.6 m | 2.7 m | 1.8 m | | | | | | | | | | | | |
| | | | 末口 9cm | | | | | | | | | | | | | | |
| A級倉庫 30.6 平方メートル 程度 | 3,000 枚 | 50 本 | 80 本 | 210 本 | 60 枚 | 50 kg | 20 丁 | 6 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 40 玉 | 5 丁 | 5 丁 |
| B級倉庫 18.8 平方メートル 程度 | 3,000 枚 | 20 本 | 30 本 | 90 本 | 50 枚 | 20 kg | 20 丁 | 6 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 30 玉 | 5 丁 | 5 丁 |
| C級倉庫 13.3 平方メートル 程度 | 1,750 枚 | 10 本 | 20 本 | 40 本 | 40 枚 | 10 kg | 20 丁 | 6 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 5 丁 | 15 玉 | 5 丁 | 5 丁 |

第2 資材器具の現況

資材器具の備蓄状況は、附属資料 6 のとおりである。

第3 資材器具の点検補充

資材器具の整備は、毎年これを点検し、補充するものとする。補充又は新規備蓄を行った場合は、その資材器具の品目・数量・価格等の購入調書を作成し、仙台土木事務所を経由し、県に提出するものとする。

また、備蓄資材器具等の不足に備え、あらかじめ取扱業者からの調達方法等について、調整しておくものとする。

第4 県の資材器具等の応援

県の資材器具等の応援を必要とする場合は、水防管理者から、当該資材器具の県保管者（土木事務所長）に要請するものとする。この場合は、次の理由並びに手続きによる。

- 1 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準にある必要な資材器具を整備するものとし、これを使用し更に補充の必要があるときは、法第28条〔公用負担〕の規定によるほか、必要に応じ、「水防資材器具応援申請書」を県保管者（土木事務所長）に提出し、承認を受ける。
- 2 県保管者から「水防資材器具出庫伝票」を受取り、受領済みの証として両者立会いのもと出庫伝票2通に記名押印し、各1通を保管する。

| | | | |
|---------------|--------------------|---|--|
| 水防資材器具応援申請書 | | | |
| 1 使用場所 | 河川又は場所 何々市町村大字名 | | |
| 2 資材器具名 | 数量 | | |
| 平成 年 月 日 | | | |
| 仙台市長 | | 印 | |
| 事務取扱者 | | 印 | |
| 宮城県○○土木事務所長 殿 | | | |

----- 切り取り線 -----

| | | | |
|------------------|--------|----|---|
| 水防資材器具出庫伝票 | | | |
| 1 申請者 | 仙台市長 | | |
| 2 事務取扱者 | | | |
| 3 使用場所 | 河川又は場所 | | |
| 4 数量 | 資材器具名 | 数量 | |
| 平成 年 月 日 | | | |
| 宮城県○○土木事務所 | | 印 | |
| 事務取扱者（職氏名） | | 印 | |
| 仙台市長 殿 | | | |
| 上記の資器材を受領いたしました。 | | | |
| 平成 年 月 日 | 仙台市長 | | 印 |

第8章 河川の巡視

法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、次に定める巡視責任者及び巡視者が融雪期、梅雨期、台風期等の前に区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台土木事務所）に連絡するものとする。

なお、巡視は、消防局警防課が建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区区民生活課、その他関係機関と共同で実施するものとする。

| 河川名 | 巡視区間 から～まで（メートル） | 巡視責任者 | 管轄消防団長 |
|-----------|--------------------------------------|----------------|--------|
| 名取川 左岸 | 頭首工 富沢字松山・大野田字河島境 2,520 | 太白消防署長 太白区長 | 太白消防団長 |
| | 富沢字松山・大野田字河島境 東北本線 1,230 | | |
| | 東北本線 広瀬川合流点 2,000 | | |
| | 広瀬川合流点 河口 5,550 | | |
| 名取川 右岸 | 名取大橋高館熊野堂・仙台市太白区柳生字稻荷境 名取大橋 5,000 | 太白消防署長 太白区長 | 太白消防団長 |
| | 名取大橋 名取市闊上・仙台市太白区四郎丸字新川境 3,500 | | |
| 広瀬川 左岸 | 宮沢橋 若林七丁目・沖野四丁目堺 2,600 | 若林消防署長 若林区長 | 若林消防団長 |
| | 若林七丁目・沖野四丁目境 名取川合流点 1,500 | | |
| 広瀬川 右岸 | 向山一丁目 越路・根岸境 1,700 | 太白消防署長 太白区長 | 太白消防団長 |
| | 越路・根岸境 根岸・長町1丁目境 850 | | |
| | 根岸・長町1丁目境 名取川合流点 3,850 | | |
| | 濱橋 靈屋下 3,750 | | |
| 広瀬川 両岸 | 芋沢字新田 芋沢字大堀 1,200 | 青葉消防署長 青葉区長 | 青葉消防団長 |
| 広瀬川 左岸 | 芋沢字大竹新田 合流点 700 | | |
| 笊川 両岸 | 木流堀合流点 市営地下鉄線 1,500 | 太白消防署長 太白区長 | 太白消防団長 |
| 笊川 両岸 | 市営地下鉄線 名取川合流点 1,000 | | |
| 旧笊川 両岸 | 笊川分水点 市営地下鉄線 340 | | |
| | 市営地下鉄線 東北本線 2,000 | | |
| | 東北本線 名取川合流点 2,500 | | |

| 河川名 | 巡視区間 から～まで (メートル) | 巡視責任者 | 管轄消防団長 |
|--------------|--------------------------------------|------------------|---------|
| 井土浦川 両岸 | 二郷堀分水点 貞山運河合流点 3,000 | 若林消防署長 若林区長 | 若林消防団長 |
| 二郷堀 両岸 | 井土浦川合流点 貞山運河合流点 900 | | |
| 二郷堀導 水路両岸 | 二郷堀分水点 貞山運河合流点 1,400 | | |
| 貞山運河 両岸 | 名取川合流点 六郷・七郷境 (二郷堀合流点) 4,000 | | |
| | 六郷・七郷境 (二郷堀合流点) 宮城野・若林区境 2,600 | | |
| | 宮城野・若林区境 蒲生 3,000 | 宮城野消防署長 宮城野区長 | 宮城野消防団長 |
| 七北田川 左岸 | 泉境 今市橋 1,700 | | |
| | 今市橋 多賀城市境 1,450 | | |
| | 多賀城市境 河口 5,400 | | |
| | 泉境 今市橋 2,000 | | |
| 七北田川 右岸 | 今市橋 高砂境 2,000 | | |
| | 高砂境 河口 7,000 | | |
| 梅田川 左岸 | 苦竹 福田橋 2,500 | | |
| | 福田橋 七北田川合流点 2,000 | | |
| 梅田川 右岸 | 苦竹 福田橋 2,500 | | |
| | 福田橋 七北田川合流点 2,000 | | |
| 梅田川 両岸 | 荒巻本沢 東北本線 4,300 | 青葉消防署長 青葉区長 | 青葉消防団長 |
| | 東北本線 苦竹 2,200 | 宮城野消防署長 宮城野区長 | 宮城野消防団長 |
| 七北田川 左岸 | 七北田橋 要害川合流点 1,100 | 泉消防署長 泉区長 | 泉消防団長 |
| | 要害川合流点 岩切境 1,900 | | |
| 七北田川 右岸 | 七北田橋 岩切境 3,000 | | |
| 七北田川 左岸 | 長命橋 赤生津大橋 2,000 | | |
| 七北田川 右岸 | 長命橋 赤生津大橋 2,000 | | |
| | 根白石町頭 根白石町尻道下 1,500 | | |
| 七北田川 左岸 | 広瀬橋 実沢去田屋敷 2,500 | | |
| 要害川 両岸 | 市名坂天神沢 市名坂野藏 2,000 | | |
| 七北田川 両岸 | 馬橋 赤生津大橋 13,000 | | |

第9章 水位の観測

水位の観測は、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により行う。ただし、これによる観測ができない場合等においては、次により量水標等観測者が通報を行うものとする。

第1 量水標等観測者及び通報先

量水標等観測者は、水防管理者から水位通報の求めを受けたとき又は自ら宮城県河川流域情報システム（MIRAI）の観測データに異常を認めたときは、水位を監視する。なお、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、次表により、本章第2に基づき通報担当者が消防局（指令課）を通じ、災害対策本部又は災害警戒本部に通報するものとする。

表 1

| 量水標 (量水標管理者) | 量水標等観測者 (通報担当者) | 通報先 | 備考 (メートル) |
|--------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|
| 名取川名取橋 (仙台河川国道事務所) | 長町出張所 又は郡山分団・中田分団 | 太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 堤防高 11.3 既往最高水位 10.65 |
| 広瀬川広瀬橋 (仙台河川国道事務所) | 河原町出張所 又は南材分団・長町分団 | 若林消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 堤防高 5.3 既往最高水位 4.30 |
| 旧笊川北目橋 (仙台土木事務所) | 長町出張所 又は郡山分団 | 太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 堤防高 4.4 既往最高水位－ |
| 笊川杉の下橋 (仙台河川国道事務所) | 太白消防署 又は西多賀分団 | 消防局（指令課）へ | 堤防高 15.2 既往最高水位－ |
| 七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所) | 八乙女分署 又は八乙女分団 | 泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 堤防高 19.20 既往最高水位 18.58 |
| 七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所) | 根白石出張所 又は実沢分団 | 泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 堤防高 4.7 既往最高水位－ |
| 梅田川苦竹 (仙台土木事務所) | 宮城野消防署 又は東仙台分団 | 宮城野消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 堤防高 11.79 既往最高水位－ |

表 2

| 観測場所 | 観測テレメータ名 (管理者) | 量水標等観測者 (通報担当者) | 通報先 | 備考 |
|---------------|-------------------|--------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 名取川 茂庭字人来田 | 余方観測所 (国土交通省) | 茂庭出張所 又は生出分団 | 太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ | 余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、隨時通報先に通報すること。 |

備考 1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、隨時その様子を速報すること。

備考 2 表 2 は仙台市が定めるものであり、人来田地区にテレメータが無いため、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を設定したものである。

第2 水位通報の要領

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したときは通報するものとし、以後水防団待機水位（通報水位）以下になるまで通報を続ける。
- 2 沈没注意水位（警戒水位）、避難判断水位、沈没危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、それぞれ通報する。
- 3 増水量は30センチメートル、減水量は60センチメートル毎に報告する。
- 4 最高水位は通報する。

第10章 指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報

第1 指定河川洪水予報

1 対象河川及び水位

(1) 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。

| 河川名 | 区域 | 観測所名 |
|-----|---|------|
| 名取川 | 左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで | 名取橋 |
| 広瀬川 | 左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで | 広瀬橋 |

(2) 都道府県知事が行う洪水予報

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、宮城県土木部河川課と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。

| 河川名 | 区域 | 観測所名 |
|------|--|------|
| 七北田川 | 左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで | 市名坂 |

2 指定河川洪水予報の種類

指定河川洪水予報の種類は、洪水注意報と洪水警報の二種類とする。

3 指定河川洪水予報の基準

- (1) 沔濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき発表する。
- (2) 沔濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、または、氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき発表する。
- (3) 沔濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき発表する。
- (4) 沔濫発生情報（洪水警報）は、予報区間において氾濫を確認したとき発表する。

第2 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

1 国土交通大臣が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

| 河川名 | 区域 | 観測所名 |
|-----|--|------|
| 笊川 | 左岸 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで | 杉の下橋 |

2 知事が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

法第13条第2項の規定により、宮城県知事が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

| 河川名 | 区域 | 観測所名 |
|------|----------------------------------|------|
| 増田川 | 左右岸 上町川合流点から 海まで | 上増田 |
| 広瀬川 | 左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで | 広瀬橋 |
| 旧笊川 | 左右岸 笹川からの分岐点から 名取川合流点まで | 北目橋 |
| 七北田川 | 左右岸 馬橋から 赤生津大橋まで | 小角 |
| 梅田川 | 左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで | 苦竹 |
| 砂押川 | 左右岸 多賀城市市川橋から 海まで | 八幡橋 |

第3 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

| 河川名 | 区域 | 観測所名 |
|------------------|--|------|
| 名取川 | 左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで | 名取橋 |
| 幹川 | 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで | |
| 名取川 支川 広瀬川 | 左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで | 広瀬橋 |
| 名取川 支川 笊川 | 左岸 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで | |

2 知事が行う水防警報

法第16条の規定により、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

| 河川名 | 区域 | | 観測所名 |
|-------------------|----------|--------------------|------|
| 名取川 支 川 広瀬川 | 左岸 右岸 | 愛宕橋から広瀬橋まで | 広瀬橋 |
| 旧笊川 | 左岸 右岸 | 笊川からの分岐点から名取川合流点まで | 北目橋 |
| 七北田川 | 左岸 右岸 | 赤生津大橋から海まで | 市名坂 |
| | 左岸 右岸 | 馬橋から赤生津大橋まで | 小角 |
| 梅田川 | 左岸 右岸 | 大田見橋から七北田川合流点まで | 苦竹 |

3 水防警報の段階と行動内容

(1) 水防警報の段階は、次のとおりである。

| 段階 | 種別 | 行動内容 |
|------|----|--|
| 第1段階 | 準備 | 水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの。 |
| 第2段階 | 出動 | 消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。 |
| 第3段階 | 解除 | 水防活動の終了を通報するもの。 |

(2) 水防警報の発表基準は、次のとおりである。

① 国土交通大臣所管

| 河川名 | 観測所名 | 第1段階（準備） | 第2段階（出動） | 第3段階（解除） |
|-------------------|------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 名取川 幹 川 | 名取橋 | 水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき | 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき | 氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき |
| | 閑上第二 | | | |
| 名取川 支 川 広瀬川 | 広瀬橋 | | | |
| 名取川 支 川 笊 川 | 杉の下橋 | | | |

② 県知事所管

| 河川名 | 観測所名 | 第1段階（準備） | 第2段階（出動） | 第3段階（解除） |
|------|-----------|--|---|---------------------------------|
| 広瀬川※ | 広瀬橋 | 雨量を考慮し、量水標が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき | 雨量を考慮し、量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき | 氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき |
| 旧笊川 | 北目橋 | | | |
| 七北田川 | 市名坂 小角 | | | |
| 梅田川 | 苦竹 | | | |

※ 広瀬川において、第1段階（準備）及び第2段階（出動）は、国管理区間と同時に発表する。

4 水防警報発表及び受報機関とその措置

(1) 国土交通大臣所管

| 河川名 | 発表担当者 | 受報担当者 | 通報担当者 | 受報担当者 | 連絡方法 | 摘要 |
|-----|------------|----------------|----------|----------------|------|---------------------------|
| 名取川 | 仙台河川国道事務所長 | 宮城県土木部 河川課長 | 仙台土木事務所長 | 水防管理者 (仙台市) | 加入電話 | 各水防関係連絡先 電話番号は第12章第2の9 |
| 広瀬川 | | | | | | |
| 笊川 | | | | | | |

- ① 仙台土木事務所長から警報事項の通知を受けた水防管理者は、第12章第2の4の通信連絡系統により、直ちに警報区域の水防機関に通知するものとする。
- ② 水防警報を受理した水防管理者並びに水防実施機関は、警報段階に応じ、直ちに準備又は出動の措置をとるものとする。

(2) 県知事所管

| 河川名 | 発令担当者 | 受報担当者 | 連絡方法 | 摘要 |
|------|----------|----------------|--------------------|---------------------------|
| 広瀬川 | 仙台土木事務所長 | 水防管理者 (仙台市) | 加入電話 及び 防災無線 | 各水防関係連絡先 電話番号は第12章第2の9 |
| 旧笊川 | | | | |
| 七北田川 | | | | |
| 梅田川 | | | | |

第11章 避難勧告等の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難勧告等を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難勧告等を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。

避難勧告等の発令に際しては、第12章第3による方法により市民に周知するものとする。

第1 避難勧告等の発令対象河川

避難勧告等の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基本とする。

第2 避難勧告等の発令基準

仙台市地域防災計画に定める避難勧告等の発令基準は次のとおりである。

| 避難勧告等の種別 | 発令基準 |
|---------------|--|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none">・基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合 |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none">・基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 |
| 避難指示（緊急） | <ul style="list-style-type: none">・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合その他氾濫の発生が確認された場合・氾濫が発生するおそれが高まった場合・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 |

※ 堤防の浸透・侵食に係る情報の伝達については、「第12章 第2 7. 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図」による。

第3 汚濫危険水位等一覧

(単位:m)

| 河川名 | 河川の位置付け | | | | 観測所名 | 所在地 | 水防団待機水位(通報水位) | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) | 計画高水位 | 0点高(TP) | 河川管理者 | 量水標管理者 |
|--------|---------|------|------|-----|------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|---------|---------|-------------|
| | 洪水予報 | 水位周知 | 水防警報 | その他 | | | | | | | | | | |
| 名取川 | ○ | | ○ | | 名取橋 | 仙台市太白区大野田橋本 | 5.50 | 6.50 | 8.30 | 9.20 | 10.190 | -0.50 | 国土交通省 | 仙台河川国道事務所 |
| | | | | ○※1 | 閑上第二 | 名取市閑上字町 | 1.50 | 2.00 | - | - | 3.187 | -0.20 | | |
| | | | | | 余方 | 名取市高館形熊野堂字余方川端 21-2 | 2.50 | 5.00 | 5.12※1 | 6.77※1 | - | 24.37 | 宮城県 | |
| 増田川 | | ○ | ○ | | 上増田 | 名取市飯野坂 1 | 1.20 | 1.70 | 2.00 | 2.50 | 3.00 | 1.38 | 宮城県 | 仙台地方ダム総合事務所 |
| 広瀬川※2 | ○ | | ○ | | 広瀬橋 | 仙台市若林区河原町 2-15 | 0.50 | 1.30 | 2.20 | 2.70 | 4.124 | 9.93 | 国土交通省 | 仙台河川国道事務所 |
| | ○ | | | | | | | | | | | | 宮城県 | |
| 旧笊川 | | ○ | ○ | | 北目橋 | 仙台市太白区郡山字南上河原 | 2.70 | 2.70 | 2.90 | 3.10 | - | 1.69 | 仙台土木事務所 | |
| 笊川 | | ○ | ○ | | 杉の下橋 | 仙台市太白区富沢 3 | 12.40 | 13.00 | 13.70 | 14.20 | 14.354 | 10.00 | 国土交通省 | 仙台河川国道事務所 |
| 七北田川※3 | ○ | | ○ | | 市名坂 | 仙台市泉区八乙女中央三丁目 | 2.85※4 (3.35) | 3.35※4 (4.00) | 4.00※4 (4.30) | 4.30※4 (4.50) | 6.032 | 11.70 | 宮城県 | 仙台地方ダム総合事務所 |
| | ○ | | | | 小角 | 仙台市泉区実沢字新坂沢 3-2 | 1.40 | 1.65 | 1.90 | 2.20 | - | 40.68 | | |
| 梅田川 | | ○ | ○ | | 苦竹 | 仙台市宮城野区新田 5 | 2.10 | 2.50 | 2.60 | 2.80 | 3.330 | 6.50 | | 仙台土木事務所 |
| 砂押川 | | ○ | ○ | | 八幡橋 | 多賀城市八幡 3-4-7 | 1.10※4 (1.40) | 1.40※4 (2.40) | 2.40※4 (2.50) | 2.50※4 (2.60) | 3.213 | -0.20 | | |

※1 人来田地区を対象として、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに仙台市が設定したものである。

※2 上段は広瀬橋から名取川への合流点までの区間（国土交通省管理区間）、下段は愛宕橋から広瀬橋までの区間（宮城県管理区間）を対象としたものである。

※3 上段は赤生津大橋から海までの区間に係る水位を設定したものであり、下段は馬橋から赤生津大橋までの区間に係る水位を設定したものである。

※4 東北地方太平洋沖地震による被害からの復旧までの間、暫定的に引き下げて運用されている。なお、() 内は復旧後の水位である。

第4 避難勧告等の発令範囲及び開設避難所

避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料 19 から 27 のとおりである。

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。

1 避難勧告等の発令対象河川及び避難所開設対象区

避難勧告等の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。

| 河川名 | 対象区 | | | | |
|---------------|-----|------|-----|-----|----|
| | 青葉区 | 宮城野区 | 若林区 | 太白区 | 泉区 |
| 名取川 | | ○ | ○ | ○ | |
| 増田川 | | | | ○ | |
| 広瀬川 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 旧笊川 | | | | ○ | |
| 笊川 | | | | ○ | |
| 七北田川 (下流部) | | ○ | ○ | | ○ |
| 七北田川 (上流部) | | | | | ○ |
| 梅田川 | | ○ | | | |
| 砂押川 | | ○ | | | |

2 区別開設対象指定避難所

区別の開設対象指定避難所は、次のとおりである。

なお、避難所の選定は、被害状況により変更される場合があるので、必ずしもこの表に掲載された指定避難所とは限らない。洪水浸水想定区域内で 2 階以上への避難ができない指定避難所や、土砂災害警戒区域内に施設等がある指定避難所については、大雨時には開設しないこととする。

また、地域団体が初動で開設しないという意向を有する指定避難所については、一定の条件を満たせば初動から開設しないこととする。

詳細については、仙台市地域防災計画の共通附属資料のとおり。

| 対象区 | 対象指定避難所 |
|-----|--|
| 青葉区 | 旭丘小学校、荒巻小学校、五橋中学校、折立小学校、折立中学校、片平丁小学校、上杉山中学校、上杉山通小学校、川平小学校、北仙台小学校、北仙台中学校、北六番丁小学校、国見小学校、五城中学校、小松島小学校、桜丘小学校、桜丘中学校、三条中学校、仙台高等学校、第一中学校、第二中学校、台原小学校、台原中学校、立町 |

| | |
|------|---|
| | 小学校、木町通小学校、通町小学校、中山小学校、中山中学校、八幡小学校、東二番丁小学校、東六番丁小学校 |
| 宮城野区 | 岩切小学校、岩切中学校、岡田小学校、幸町小学校、幸町中学校、幸町南小学校、新田小学校、仙台工業高等学校、仙台大志高等学校、高砂市民センター、高砂小学校、高砂中学校、田子小学校、田子中学校、榴岡小学校、燕沢小学校、鶴谷小学校、鶴谷中学校、鶴谷東小学校、鶴巻小学校、東華中学校、中野栄小学校、中野中学校、西山小学校、西山中学校、原町小学校、東仙台小学校、東仙台中学校、東宮城野小学校、福室小学校、桟江小学校、宮城野小学校、宮城野中学校 |
| 若林区 | 荒町小学校、沖野小学校、沖野中学校、沖野東小学校、蒲町小学校、蒲町中学校、七郷小学校、七郷中学校、遠見塚小学校、八軒中学校、古城小学校、南小泉小学校、南小泉中学校、南材木町小学校、大和小学校、連坊小路小学校、六郷小学校、六郷中学校、若林小学校 |
| 太白区 | 芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、生出小学校赤石分校、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、郡山小学校、郡山中学校、金剛沢小学校、四郎丸小学校、太白小学校、富沢小学校、富沢中学校、中田小学校、中田中学校、長町小学校、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、西中田小学校、八本松小学校、東四郎丸小学校、東長町小学校、人来田小学校、人来田中学校、袋原小学校、袋原中学校、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校 |
| 泉区 | 泉ヶ丘小学校、泉松陵小学校、市名坂小学校、桂小学校、加茂小学校、加茂中学校、北中山小学校、黒松小学校、向陽台小学校、向陽台中学校、実沢小学校、将監小学校、将監中央小学校、将監中学校、将監西小学校、将監東中学校、松陵中学校、住吉台小学校、住吉台中学校、仙台商業高等学校、高森小学校、高森中学校、高森東小学校、長命ヶ丘小学校、長命ヶ丘中学校、鶴が丘小学校、鶴が丘中学校、寺岡小学校、寺岡中学校、七北田小学校、七北田中学校、南光台小学校、南光台中学校、南光台東小学校、南光台東中学校、虹の丘小学校、根白石小学校、根白石中学校、野村小学校、福岡小学校、松森小学校、南中山小学校、南中山中学校、八乙女小学校、八乙女中学校、館小学校、館中学校 |

※ の指定避難所は洪水浸水想定区域内にあるため、校舎 2 階以上（東長町小学校は、水深想定が 3.0m 以上であることから 3 階以上）への避難が必要である。

第12章 情報連絡

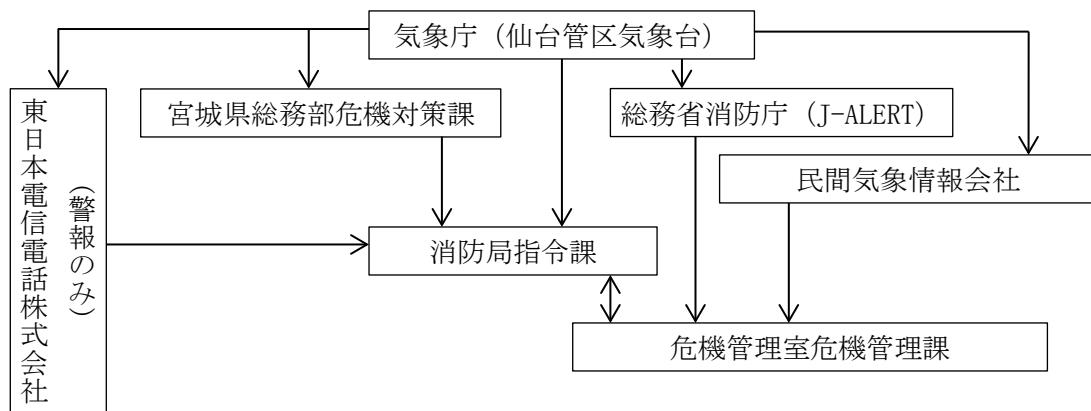
第1 使用通信施設

水害に関する情報及び水害応急措置に関する指揮命令の伝達等は、次の通信施設を有効に活用して行うものとする。

- 1 加入電話及び庁内電話
- 2 消防無線
- 3 市防災行政用無線
- 4 県防災行政用無線
- 5 その他

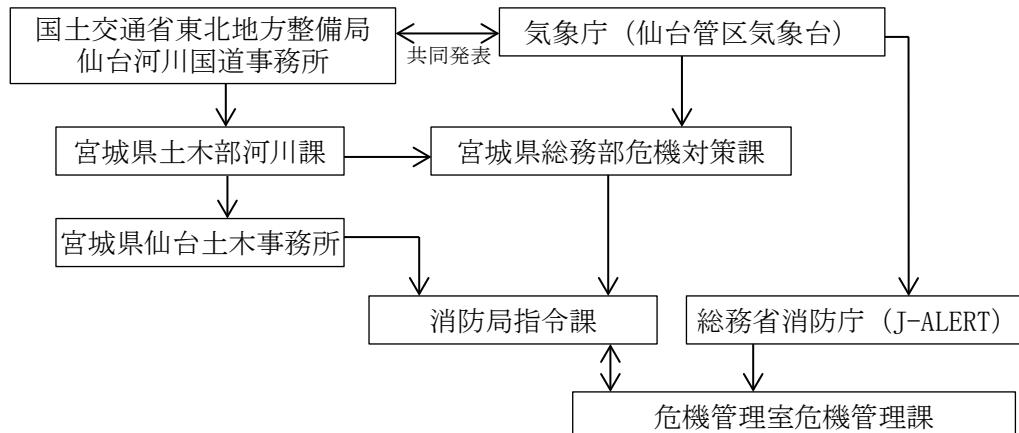
第2 通信連絡系統

1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



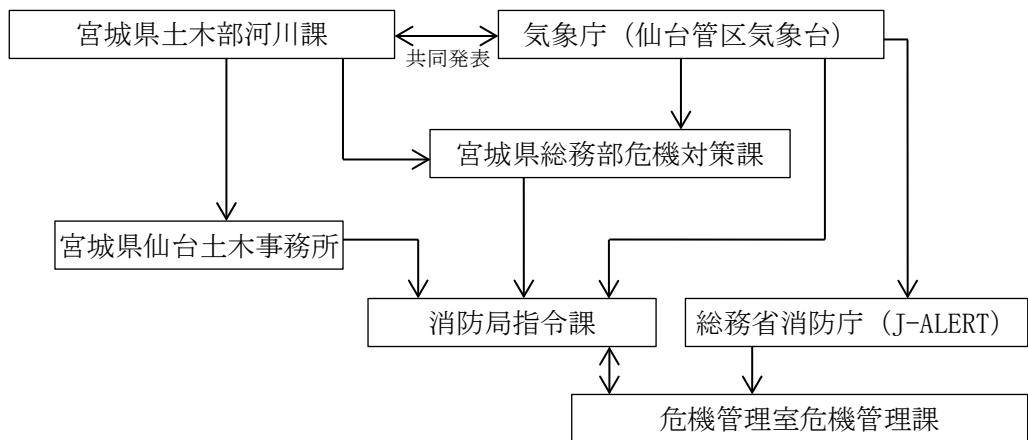
2 指定河川洪水予報伝達系統図

(1) 指定河川洪水予報伝達系統図（名取川・広瀬川）



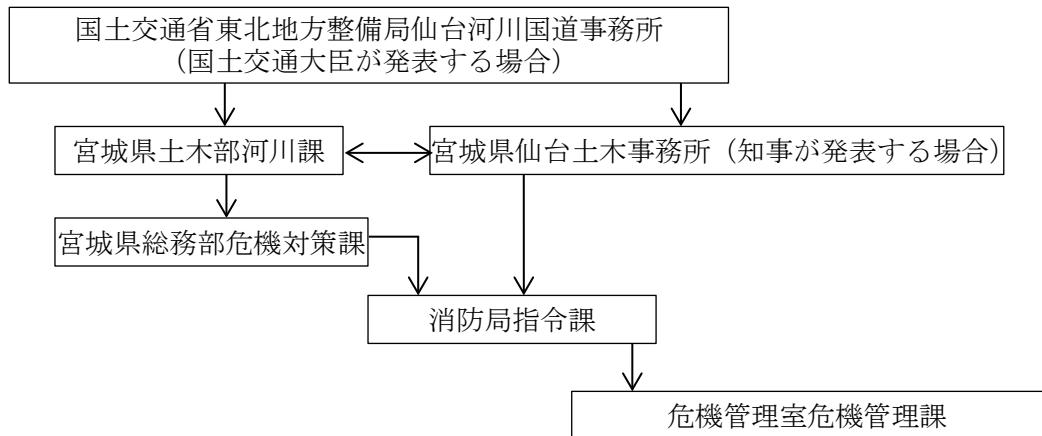
※ 附属資料 15-1 指定河川洪水予報伝達様式（東北地方整備局） 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図（七北田川）



※ 附属資料 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

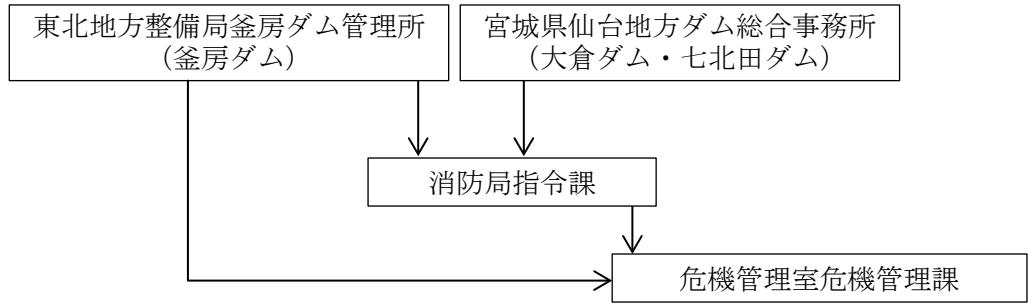
3 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



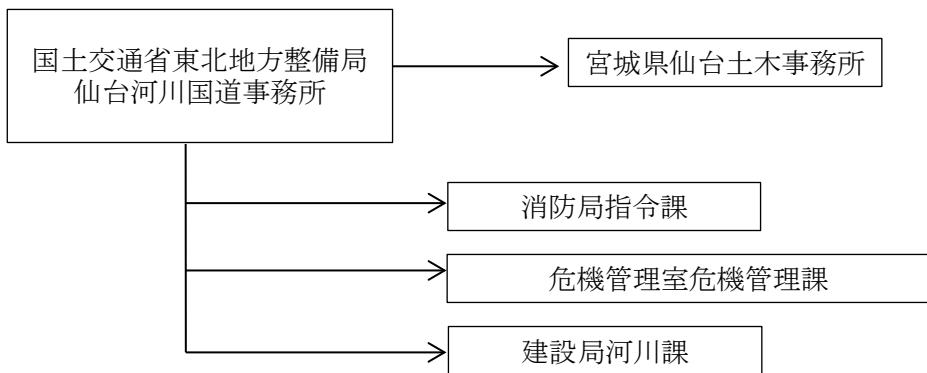
※ 附属資料 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

※ 附属資料 17-1、17-2 水防警報伝達様式 参照

4 ダム放流情報の伝達系統図

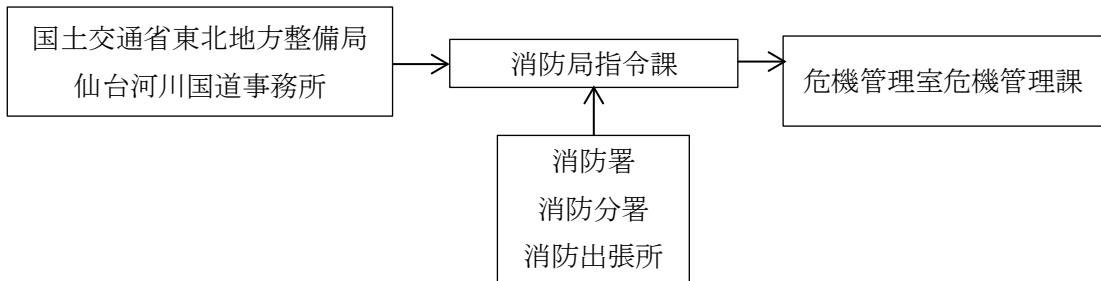


5 筏川樋門の開閉状況に関する情報伝達系統図



※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 18 筏川樋門の開閉操作に関する情報(様式イ、様式ロ)」に定める様式を用いる。

6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図



※ 監視にあたっては、「附属資料 12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

7 各種システム等情報

| 種類 | 内容 |
|--|--|
| 仙台市防災気象情報システム (民間気象情報) 〔システム管理機関〕 ・危機管理室（危機管理課） 〔情報閲覧可能部署〕 ・仙台市庁内 LAN 端末設置各課 公所 | <ul style="list-style-type: none"> ○観測雨量状況図 市内 18 か所（※）の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○観測雨量日表（10 分） 市内 18 か所（※）の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日表（正時） 市内 18 か所（※）の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示 ※ 仙台市、泉ヶ岳、新川、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○ひまわり衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報（天気、降水量、気温、風向風速等） ○落雷情報 |
| 宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理機関〕 ・宮城県総務部危機対策課 〔端末設置部署等〕 ・危機管理室（危機管理課） （市役所本庁舎 2 階） ・災害情報センター （青葉区役所 4 階） | <ul style="list-style-type: none"> ○気象警報・注意報（現況、履歴） ○指定河川洪水予報発表文 ○土砂灾害警戒情報 ○気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照時間、風向・風速等 ○河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク） <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 県内 192 か所（うち仙台市域 23 か所）の雨量を観測 ・水位情報 県内 156 か所（うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧笊川 1 か所、笊川 1 か所）の水位を観測。 |
| 市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保全局 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理室（危機管理課） ・消防局（指令課、若林消防署、太白消防署） ・建設局（総務課、下水道調整課、河川課） | <ul style="list-style-type: none"> ○台風情報 ○レーダー雨量情報 ○テレメータ雨量情報 ○ダム関係情報 ○水質情報 ○海岸情報 ○警報等関連情報 ○水位情報 |

| | |
|---|---|
| 仙台管区気象台ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> ○気象警報・注意報・警報級の可能性等 ○大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報 ○地震・津波・火山情報 ○天気予報 ○気象レーダー・衛星画像 ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索 |
| 防災情報提供システム 〔システム管理機関〕 ・気象庁 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理室（危機管理課） | <ul style="list-style-type: none"> ○上記の内容（一部詳細表示あり） + ○流域雨量指標の予測値※ ※ 現地情報（水位やカメラ映像、水防団からの報告等）とあわせて利用 |

8 連絡先電話番号

(1) 水防関係機関

| | | | |
|--|--------------|---------------------------------|----------|
| 仙 台 管 区 気 象 台 | 297-8103 | 宮 城 県 警 察 | 221-7171 |
| 東 北 運 輸 局 | 299-8851 | 仙 台 中 央 警 察 署 | 222-7171 |
| 仙 台 河 川 国 道 事 務 所 | 304-1813 | 仙 台 南 警 察 署 | 246-7171 |
| 釜 房 ダ ム 管 理 所 | 0224-84-2171 | 仙 台 北 警 察 署 | 233-7171 |
| 宮 城 県 総 務 部 危 機 対 策 課 | 211-2375 | 仙 台 東 警 察 署 | 231-7171 |
| 宮 城 県 土 木 部 河 川 課 | 211-3172 | 泉 警 察 署 | 375-7171 |
| 宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所 | 297-4111 | 名 取 市 役 所 | 384-2111 |
| 宮 城 県 仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 | 372-2103 | 多 賀 城 市 役 所 | 368-1141 |
| 大 倉 ダ ム 管 理 事 務 所 | 393-2211 | 東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 宮 城 事 業 部 | 269-2248 |
| 七 北 田 ダ ム 管 理 事 務 所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班) | 372-2927 | | |

(2) 市役所

| | | | | | |
|-----|--|--|-----|---|--|
| 本 庁 | 健康福祉局総務課 経済局経済企画課 都市整備局総務課 建設局総務課 危機管理室危機管理課 教育局総務課 水道局総務課 ガス局総務課 | 214-8184 214-8255 214-8286 214-8366 214-3049 214-8856 (代)249-2211 (代)256-2111 | 区役所 | 宮城野区役所 高砂証明発行センター 岩切証明発行センター 若林区役所 六郷証明発行センター 七郷証明発行センター 太白区役所 秋保総合支所 中田証明発行センター 生出証明発行センター 泉 区 役 所 根白石証明発行センター 南光台証明発行センター | 291-2111 258-1111 255-8512 282-1111 289-2156 288-5022 247-1111 399-2111 241-1111 281-2111 372-3111 379-2111 252-2111 |
| 区役所 | 青葉区役所 仙台駅前サービスセンター 宮城総合支所 吉成証明発行センター 大沢証明発行センター 大倉証明発行センター | 225-7211 223-5265 392-2111 279-1526 394-2239 393-2251 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 消防機関

① 消防局署

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 消 防 局 | 234-1111 | 太 白 消 防 署 | 244-1119 |
| 青 葉 消 防 署 | 234-1121 | 長 町 出 張 所 | 248-9284 |

| | | | |
|--------|----------|--------|--------------|
| 国見出張所 | 234-5241 | 中田出張所 | 241-1450 |
| 片平出張所 | 225-1050 | 八木山出張所 | 229-4639 |
| 小松島出張所 | 234-7266 | 秋保出張所 | 398-2632 |
| 荒巻出張所 | 278-5980 | 茂庭出張所 | 281-4789 |
| 宮城野消防署 | 284-9211 | 泉消防署 | 373-0119 |
| 高砂分署 | 258-0900 | 八乙女分署 | 776-0119 |
| 岩切出張所 | 255-8249 | 松陵出張所 | 372-9955 |
| 鶴谷出張所 | 251-1563 | 高森出張所 | 377-1252 |
| 原町出張所 | 256-5732 | 根白石出張所 | 376-8870 |
| 若林消防署 | 282-0119 | 宮城消防署 | 392-8119 |
| 六郷分署 | 289-4365 | 熊ヶ根出張所 | 393-2488 |
| 河原町出張所 | 215-0015 | 消防航空隊 | 0223-23-7850 |

② 消防団

| | | | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|----|-------|---------------------------------|
| 青葉 | 中央分團 | 青葉消防団本部 (青葉消防署内) 234-1121 | 泉 | 北田分團 | 泉消防団本部 (泉消防署内) 373-0119 |
| | 片平分團 | | | 名坂分團 | |
| | 青葉分團 | | | 八乙女分團 | |
| | 荒巻西分團 | | | 松森分團 | |
| | 荒巻東分團 | | | 大沢分團 | |
| | 八幡分團 | | | 野村分團 | |
| | 国見分團 | | | 上谷刈分團 | |
| | 小松島分團 | | | 南光台分團 | |
| | 宮町分團 | | | 朴沢分團 | |
| | 折立分團 | | | 福岡分團 | |
| 宮城野 | 原町分團 | 宮城野消防団本部 (宮城野消防署内) 284-9211 | 宮城 | 根白石分團 | 宮城消防団本部 (宮城消防署内) 392-8119 |
| | 東仙台分團 | | | 西田中分團 | |
| | 宮城野分團 | | | 小角分團 | |
| | 岩切分團 | | | 実沢分團 | |
| | 高砂分團 | | | 作並分團 | |
| | 港分團 | | | 上愛子分團 | |
| 若林 | 幸町分團 | 若林消防団本部 (若林消防署内) 282-0119 | 秋保 | 愛子分團 | 秋保消防団本部 (秋保出張所内) 398-2632 |
| | 連坊分團 | | | 落合分團 | |
| | 南北小泉分團 | | | 芋沢分團 | |
| | 南木材分團 | | | 川前分團 | |
| | 六郷分團 | | | 大倉分團 | |
| 太白 | 七郷分團 | 太白消防団本部 (太白消防署内) 244-1119 | | 長袋分團 | |
| | 八木山分團 | | | 馬場分團 | |
| | 長町分團 | | | 湯元分團 | |
| | 郡山分團 | | | 境野分團 | |
| | 西多賀分團 | | | 野中分團 | |
| | 山田分團 | | | | |
| | 中田分團 | | | | |
| 太白 | 東中田分團 | | | | |
| | 生出分團 | | | | |

9 消防機関の通信系統

消防機関の通信系統は、附属資料 7 及び附属資料 8 のとおりとする。

第3 市民に対する周知方法

避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知する。

1 避難準備・高齢者等避難開始発令時の伝達手段

- (1) 報道機関への一斉FAX、災害情報共有システム（Lアラート）を通じたテレビ・ラジオ等からの情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理室ツイッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請

※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係地域への巡回広報を行う。

2 避難勧告又は指示（緊急）発令時の伝達手段

前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両（及び消防車両）による関係地域への巡回広報

3 避難勧告等解除時の伝達手段

避難勧告等を解除した場合には、上記1.及び2.を準用し伝達を行う。また、避難勧告又は指示（緊急）を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

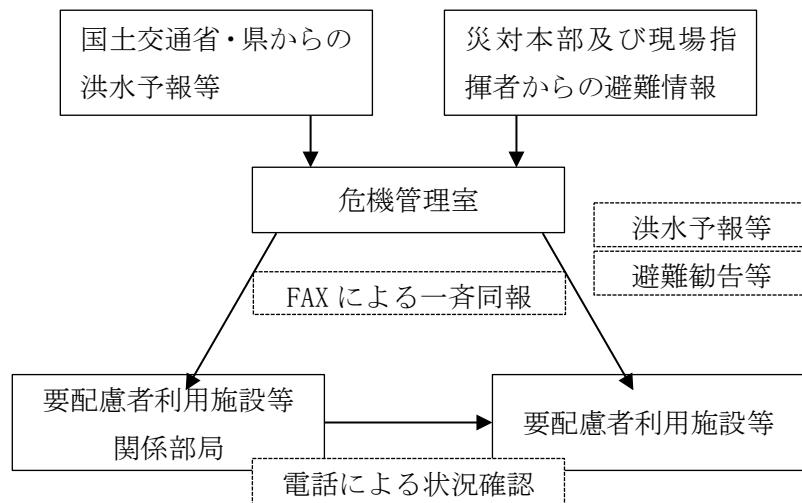
- (1) 洪水予報等の伝達対象である要配慮者利用施設等（水防法第15条第1項第4号に規定する施設）は、「仙台市地域防災計画」及び「仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例（平成25年仙台市条例第47号）」において定める、洪水浸水想定区域内に所在する次の施設である。

| 対象区分 | 定義 |
|------------------|--|
| 地下街等 | 建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設のうち、同令別表1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)イ、(6)、(9)イ、(16)イに掲げる用途に供される施設。（仙台市地域防災計画 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第7節 8.(1)ア地下街等） |
| 要配慮者利用施設 | 次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、特別支援学校 （仙台市地域防災計画 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第7節 8.(1)ア要配慮者施設） |
| 大規模な工場 その他の施設 | 工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万m ² 以上のもの。 （仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例（平成25年条例第47号）） |

(2) 伝達する情報と伝達の範囲は、次のとおりとする。

| 情報区分 | 伝達範囲 | 伝達内容 |
|-------|--------------------------------------|--|
| 洪水予報等 | 洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内にあるすべての対象施設に伝達 | ・指定河川洪水予報（洪水予報河川） ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報（水位周知河川） |
| 避難勧告等 | 発令範囲内に所在する対象施設に限定 | 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） |

(3) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



第13章 出動及び水防作業

第1 消防機関の出動及び水防作業

消防機関は、仙台市域において、気象状況その他により水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防御し又は水災による被害を軽減するため、「非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領」（平成19年3月30日消防局長決裁）及び「消防団の消防活動に関する要綱」（平成13年9月25日消防局長決裁）（附属資料10、11）の規定により出動し、自身の安全及び避難を優先して水防作業を行う。

第2 堤防異常報告、水防開始報告

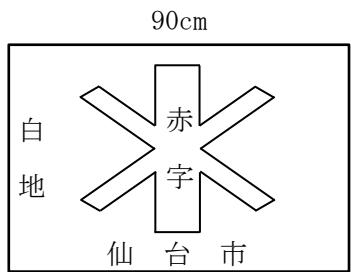
次の場合は直ちに、仙台土木事務所に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき
- 2 氷濫注意水位に達し、又はそれ以外に消防機関が出動したとき
- 3 水防作業を開始したとき

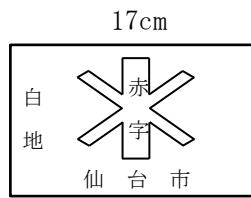
第3 水防優先通行標識

水防優先通行車両標識等は、次のとおりである。

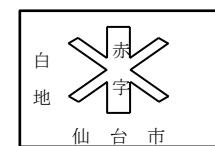
1 車両標識



2 腕 章



3 標 灯



備考 夜間における標灯の灯識は、赤色で「水」の文字を表示したもので、形状は適宜なものを用いてよい。

第4 決壊、漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき又は浸透・侵食による漏水等、堤防に異常が発生したときは、法第25条により仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、又は氷濫する方向の関係隣接水防管理団体、地方出張所、警察署等に電話その他の方法にて連絡するものとする。

| 通 報 先 | 電 話 番 号 | 通 報 先 | 電 話 番 号 |
|-------------------|----------|---------------|----------|
| 仙 台 河 川 国 道 事 務 所 | 304-1813 | 仙 台 中 央 警 察 署 | 222-7171 |
| 仙 台 土 木 事 務 所 | 297-4111 | 仙 台 南 警 察 署 | 246-7171 |

| 通 報 先 | 電話番号 | 通 報 先 | 電話番号 |
|-----------------|----------|-------------|----------|
| 仙 台 地 方 県 事 務 所 | 275-9111 | 仙 台 北 警 察 署 | 233-7171 |
| 名 取 市 役 所 | 384-2111 | 仙 台 東 警 察 署 | 231-7171 |
| 多 賀 城 市 役 所 | 368-1141 | 泉 警 察 署 | 375-7171 |

第5 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ水防警戒の必要がないと水防管理者が認め、水防解除を命じたときは、区役所・消防署・警察署の広報車両により関係地区の巡回広報による伝達、ラジオ・テレビ等により市民に周知するとともに、宮城県知事（仙台土木事務所経由）に報告するものとする。

【参考】 水防信号

水防信号（昭和 24 年宮城県規則第 64 号）は次のとおりである。

- 1 第 1 信号 警戒水位に達したことを知らせる
- 2 第 2 信号 水防団員および消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせる
- 3 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
- 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる

水防信号は、次表に定める区分及び方法に従って発する。

| 方法 区分 | 警鐘信号 | サイレン信号 |
|----------|-------------------------|--|
| 第 1 信号 | ○ 休止 ○ 休止 ○休止 | 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— |
| 第 2 信号 | ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ | 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— |
| 第 3 信号 | ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ | 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— |
| 第 4 信号 | 乱 打 | 約 60 秒 約 5 秒 約 60 秒 ○———— 休 止 ○———— |

- 注意 1 信号は、適切な時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知するものとする。

第14章 関係機関との協力及び応援

第1 隣接市町との応援協定

名取川及び七北田川の防御に他市町から応援を受ける事態を考慮し、名取市及び多賀城市との応援出動について、「(仙台市隣接市町) 消防相互応援協定（昭和 48 年）」を締結している。

第2 下流市への通報事項

下流市である名取市、多賀城市で重要であると認められる事項については、特に通報事項として便宜を与えるものとする。

第3 國土交通大臣が行う特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

第4 河川管理者による水防のための活動への協力

- 1 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長は、可能な範囲で仙台市の水防活動に次の協力をを行う。
 - (1) 河川に関する情報（名取川・広瀬川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
 - (2) 筏川樋門の開閉操作状況に関する情報の提供
 - (3) 旧笊川内水対策における排水ポンプ車出動要請への対応
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防訓練等への参加
 - (6) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - (8) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報
- 2 宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、仙台市の水防活動に次の協力をを行う（河川法第 22 条の 2）。
 - (1) 河川に関する情報（増田川、広瀬川・旧笊川・七北田川・梅田川・砂押川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防訓練等への参加
 - (4) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、宮城県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与

3 國土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長及び宮城県知事から、仙台市への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

| 情報の種類 | 情報提供の時期 | 伝達方法 |
|-------------------|------------------|--|
| 水位 | 非常時（出水時） | 電話、FAX、電子メール、 ※ホットライン、※リエゾン（派遣時）※は国のみ |
| 河川管理施設の操作状況に関する情報 | 仙台市から問い合わせがあつた場合 | 電話、FAX、電子メール |
| 笊川樋門の開閉操作状況に関する情報 | 笊川樋門の開閉操作開始時等 | 電話、FAX |
| 水防活動の記録 | 仙台市から問い合わせがあつた場合 | 電話、FAX、電子メール |

第15章 費用負担及び公用負担

第1 費用負担

- 1 本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。ただし、次に掲げる場合は、水防管理者相互において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。
 - (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
 - (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担
- 2 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、法第 43 条の 2 により国の負担とする。

第2 人的公用負担

水防管理者又は消防局長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、法第 24 条に基づき、居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3 物的公用負担

- 1 水防管理者又は消防局長は、水防のため緊急の必要があるときは、法第 28 条の規定に基づき、水防の現場において次に掲げる権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石・竹木その他の資材の使用及び収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防局長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 公用負担命令権限証 | |
| (職氏名) | |
| 上の者に | の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使 |
| を委任したことを証明する。 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 仙台市長 | 印 |

- 3 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付してから、これをなすものとする。
ただし、災害の状況から公用負担命令書を交付するいとまがないときは、命令書を交付することなくこれをなすことができる。

公用負担命令書

第 号

| 目的物 負担内容 | 種類 使用 | 数量 収用 | 数量 処分 |
|-------------|----------|----------|----------|
|-------------|----------|----------|----------|

平成 年 月 日

仙台市長 印
事務取扱者（職氏名） 印

様

----- 切り取り線 -----

受 領 書

第 号 公用負担命令書

上記受領しました。

平成 年 月 日

（職氏名） 印

様

第16章 水防実施状況報告

水防が終結したときは、消防署長は管内の状況を取りまとめ、附属資料 9 の様式により、3 日以内に水防管理者（危機管理室危機管理課）に報告するものとする。水防管理者は、これを取りまとめ仙台土木事務所を経由して 10 日以内に知事に報告するものとする。

第17章 水防訓練

法第 32 条の 2 第 1 項の規定により出水期前に消防機関の水防訓練を行うものとする。

また、消防職員及び消防団員の技術向上と、住民の水防に関する意識を普及かん養するため消防署並びに消防団は、実践的工法訓練又は図上訓練計画を樹立し、水防訓練を行うものとする。